
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 130 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 130 回金融商品専門委員会（2018 年 7 月 3 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価の定義及びガイダンスに関する会計基準の文案の検討

2. 会計基準の範囲が金融商品のみである場合には、会計基準のタイトルに「金融商品に関する」を加えてはどうか。また、会計基準のタイトルに「算定」という用語を含めると算定方法のみを定めているかのように捉えられる可能性があるのではないかと。
3. インプットの定義につき、日本語として意味を理解し易いよう、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）の記述に文言を付け加えるということも行っているが、それにより IFRS 第 13 号から乖離する意図がないのであれば、その旨を結論の背景に記載してはどうか。

時価の定義及びガイダンスに関する適用指針の文案の検討

4. 時価の算定の前提における結論の背景の記載に対する修正により、文章内のつながりが不明確となっているように思われ、表現を見直すべきである。

時価の定義及びガイダンスに関する設例の検討

5. IFRS 第 13 号に示されている現在価値技法に関する数値例が日本基準にない場合には、IFRS 第 13 号の数値例を見に行ってしまう可能性があるため、当該数値例を日本基準に加えることがよいと考えられる。
6. 時価の算定方法に我が国に特有なものはないと考えられるが、我が国に特有な取引等に関する設例は、日本基準独自の設例を作成する必要性は乏しいと考えられると言いつつ、今後、必要に応じて検討するとしてはどうか。

7. 貸付金についても設例を加えてはどうか。特に、信用スプレッドの設定方法等に関する設例が有用であると考えられる。
8. 負債の測定に関する設例（IFRS 第13号設例10）については、IFRS 第13号では公正価値オプションの適用を前提としているが、対象となる仕組債の条件を考慮すると、日本基準において組込デリバティブを区分処理すると判断される場合には、当該設例の記載が適切なものとならないと考えられるため、前提条件を検討したうえで、当該設例を新基準に含めるか否か検討すべきである。

以 上